

2020年10月4日（日）
日本教育行政学会自由研究発表5

科研基盤A（19H00618）「中等教育の生徒が早期離学・中退・進路変更する要因と対策に関する国際比較研究」

仏西日独におけるCOVID-19への対応が映し出す 義務教育の特質

教育義務／就学義務にもとづく各国の対応



園山大祐（大阪大学）※科研代表者

有江ディアナ（公益財団法人世界人権問題研究センター）

中丸和（大阪大学大学院・院生）

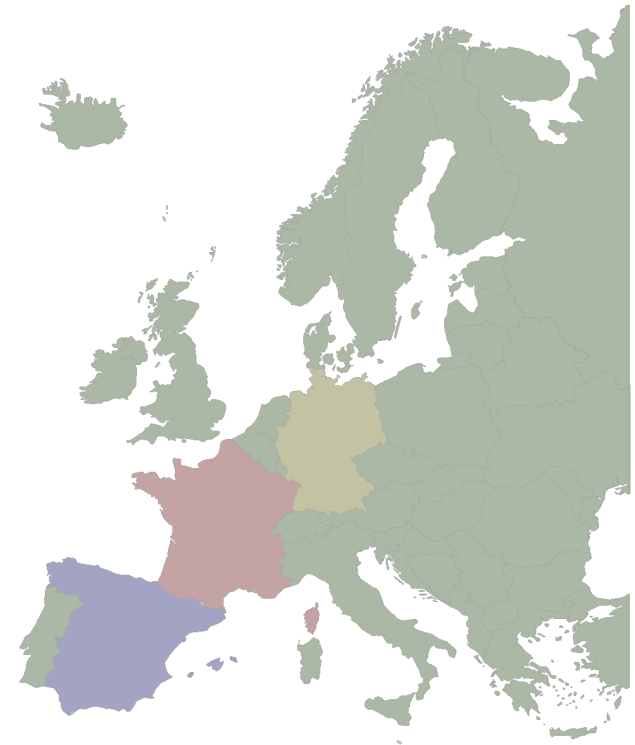
辻野けんま（大阪市立大学）

はじめに

- COVID-19の災禍は現代社会のグローバル化を白日の下に
- 医療・公衆衛生上の課題だけでなく人間生活の至るところに深刻な影響
- 子どもの発達と関わる教育に関しても長期的な影響
- いわゆる「学習の遅れ」問題への各国のとらえ方や対応
 - 例) 授業時数の回復を図る対応、部活動の休止、家庭での学習の対応etc.
- 日常看過されがちだった学校の機能が浮き彫りに → 義務教育に先鋭化
- COVID-19への対応が映し出した義務教育の特質を明らかにすること。
- **フランス（仏）**、**スペイン（西）**、**日本（日）**、**ドイツ（独）**が事例
- 4か国のうち、仏は教育義務型、西日独の3か国は就学義務型、
→ まず仏から取り上げ、次いで西・日・独を順に取り上げる。

発表の構成

1. フランス (園山担当)
2. スペイン (有江担当)
3. 日本 (中丸担当)
4. ドイツ (辻野担当)
5. 考察 (園山・有江・中丸・辻野)



フランス



フランスの報告内容

0. フランスの義務教育・教育課程基準とは

1. 第1期：3月16日学校閉鎖

- 休校中の対応

2. 第2期：5月11日学校再開後

- 基本的な学習保障と特別な児童生徒への対応
- 夏休み中の対応

3. 第3期：9月1日新年度

4. フランスからの示唆

0. フランスの義務教育と教育課程基準

・ 教育義務及び無償制(教育法典第3章第1節L.131-1条)

- ・ 義務教育：「3歳から16歳未満のフランス人及び外国人の男女の子どもに関して、教育は義務である。」

②この義務教育は、教育機関において保障することを優先する。

- ・ L131-2条「義務教育は、公立もしくは私立の学校において、または家庭において父母、父母のいずれか、もしくは父母の選ぶ何人でも、これを行うことができる。」

②学校に就学することができない子どもの教育を主として保障するために、遠隔教育に係る公共サービスを組織する。

・ 教育課程基準(教育の一般組織・共通規定)L311

1条：就学期間は、学習期に組織し、年間進度及び評価基準を含む各学習期の教育の目的及び全国教育課程基準を定める。

②教育課程は、児童生徒の平等及び成功を保障するために、各学習期の期間中の及び就学期間全体にわたる教育の継続性をもって、児童生徒の多様性に合わせて調整する。

1. 第1期:3月16日から5月10日まで閉鎖中

- **自宅学級** (Ma classe à la maison) : 国立遠隔教育センター (CNED)によるデジタル教材の制作・活用
- **Lumni家**(la maison Lumni) : France4 (国営放送局) 教育番組による授業番組を制作・活用
- **国民皆学習者** (Nation apprenante) : 新規事業としてマスメディアに協力要請
- **スポーツ、健康、文化、公民** (2S2C) : 地方自治体の活動
- **80の教育団地** (80 Cités éducatives) : 脆弱都市区域の活動

出典 : MEN(2020) *Année scolaire 2020-2021 Réunis*, 102p.

2. 第2期:5月11日から7月4日まで

- 5月11日より学校再開：保育学校、小学校低学年、障害者、エッセンシャルワーカーの家庭、など優先登校
- 6月22日より全生徒受入
- 7月5日から8月31日まで夏季休暇：**学校開放**事業3800校、50万人に提供、1日3時間×5日間の無償・任意参加
- **林間学校**：5千件実施、8割国家負担とし、脆弱家庭を優先

(※学校開放事業や林間学校など以前からの事業の継続。なお、これらは、一般的に別途アニマトゥールなどが雇用されている)

出典：MEN(2020) *Année scolaire 2020-2021 Réunis*, 102p.

3. 第3期:新年度9月1日から

- 全国学力調査：小1・2年と中1 + **学習状況調査**を他の学年で実施（9月14日から25日）、10月9日までに学校教員にフィードバックし、必要に応じた個別学習計画や補習授業を用意
- **学習状況調査**（仏語・算数・数学）については7週間継続調査（11月まで）
- 復習完了（Devoirs faits）：学習の遅れを補い、学力格差縮小と早期退学を防止策の活用（校内における放課後と、中学生向けには家庭におけるデジタル教材の活用（Jules）がある）
- 大臣の下に「**迅速なデジタル介入対策チーム**」発足：地方教育委員会の支援
- **1248名の加配教員、150万時間分の学習支援員、13万時間分の教育補助教員**を用意（基本第1学期中の予算措置）

出典：MEN(2020) *Année scolaire 2020-2021 Réunis*, 102p.

4. フランスからの示唆

- 中央集権であるため、教育行政の命令系統がはっきりしている
- **就学義務がない**ために、以前から遠隔教育の実績が活用、促進
- 独立した**国立遠隔教育機関**(CNED, Eduscol)と、教育産業は競合関係にある
- くわえて**教育実践の裁量権は教師**にあるため、国家からも自由であることと、出版業界など民間業者団体からも自由になれる
- 子ども = 学習者の権利と、労働者（教員組合）の権利のバランス
- PCはなくても携帯を活用したオンライン教育の活用（ネット格差、デジタルデバイドを抑える）
- **教育共同体**という考え：生徒、教師、保護者、関係する団体（人）が協働で教育する
- **障害者への配慮**について中央（国民教育省）から指示有
- 「生徒」というメチエ概念：学び方を学校で教え、生徒となる（日頃から**自立した学習者**の育成） = 教材の選択、学習方法の自由、教え方の自由を保障する学校

スペイン



スペインの報告内容

- 1. スペインの義務教育の概要
- 2. 2019/2020年度の対応
- 3. 2019/2020年度の対応の評価と課題
- 4. 新年度2020-2021年度の対応について
- 5. まとめ

1. スペインの義務教育の概要

- スペインの義務教育は、**初等教育(6-12歳)と前期中等義務教育(12-16歳)の10年間**である。
- 基礎教育(初等教育及び中等義務教育)は、すべての者に対し義務かつ無償である(LOE*第4条1項)とされることから、**就学義務があるとされる**。また、**国籍に関係なく、外国人も対象であり、在留資格の有無に関係なく、非正規外国人も含まれる**。
- 義務教育における**最低授業日数175日**と定める**。
- **修得主義**を採用し、初等教育課程では1度の留年のみが認められる。前期中等義務教育では最大2度の留年が認められる。第4学年を合格すると、前期中等義務教育修了資格を取得することができる。
- **3学期制**であり、**自治州によって休暇が異なる**(一例：2020/2021年度の1学期は2020年9月9日から12月22日(クリスマス休暇、冬休み)、2学期は2021年1月7日から3月29日(イースター休暇)、3学期は4月4日から6月18日(9月2週目の新年度開始まで夏休み)。

*2006年の教育に関する組織法(LOE) **LOE附則第5号

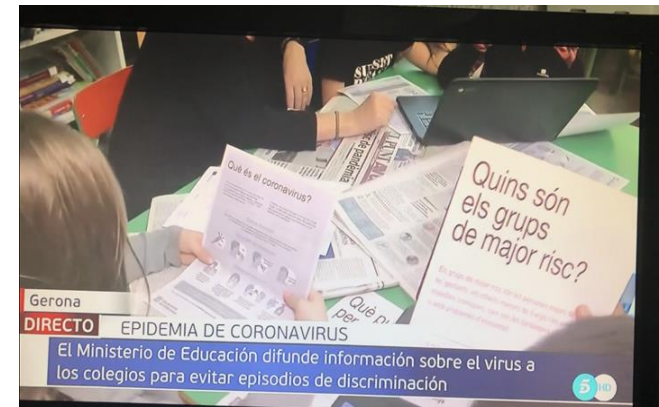
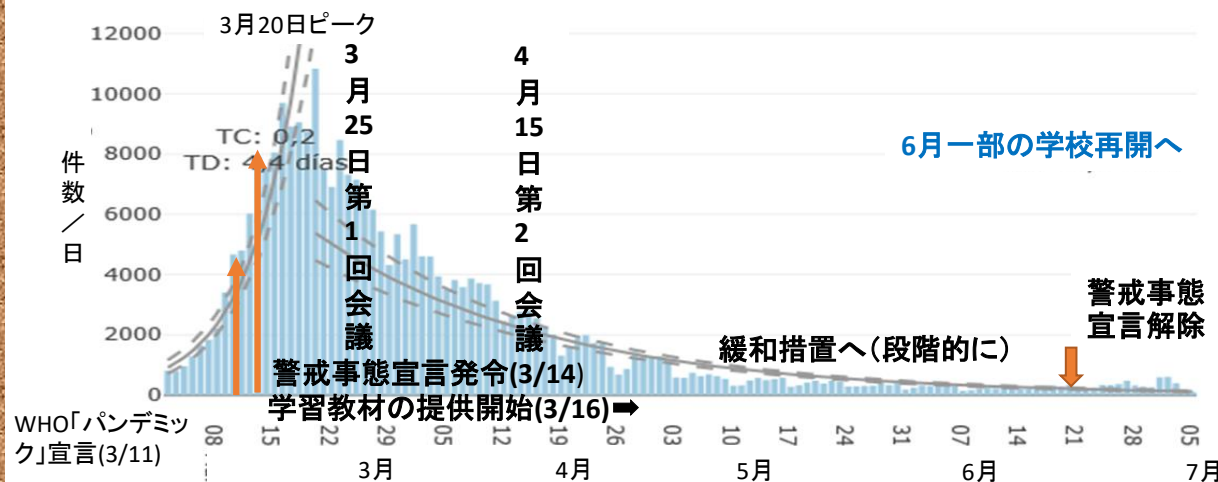
2. 2019/2020年度の対応

(1) 警戒事態宣言前

教育及び職業訓練省：新型コロナウイルスの正しい知識及び感染防止の資料、手洗いの方法等に関する幼児向けの注意喚起の資料の提供へ。

(2) 3月14日の警戒事態宣言後（6月21日0時には警戒事態宣言解除）

教育及び職業訓練省：3月16日以降学習教材（ネット、テレビ）の提供へ、2019/2020年度の3学期の学習の進め方、学年度の評価方法の決定等。



2月28日スペイン現地テレビ放送(報告者撮影)

3. 2019/2020年度の対応の評価と課題

(1)現場の混乱：教職員・教育機関

- a.教員と家族・生徒間の連絡→2割問題(連絡が取れない生徒)
- b.2019/2020年度2学期の評価→評価方法にばらつき(地域別)
- c.脆弱な環境、教育格差、公平性が保たれない→貧困、言葉の壁、障碍
- d.遠隔・オンライン教育活動の質の向上→教員・生徒・保護者の教育

(2)家庭における課題：生徒及び保護者

- a.遠隔・オンライン授業のための学習環境→インターネット環境・設備不足
- b.外出制限期間中での教育活動の進捗状況→3割弱困難がある
- c.生徒の教育活動に対する大人の関与→生徒の学習補助が困難(2割)
- d.夏休みの短縮をすることについて→7割は希望していないと回答
- e.新年度に期待する対応→個々への教育指導、多様性への配慮(少人数制、学習のみならず精神面への配慮、前年度の復習・学習強化)

4. 新年度2020/2021年度の対応について

(1) スペイン中央政府の方針: 6月段階の新年度の方針 b.8月末の新年度方針

(2) 各自治州の新年度への対応の独自の取組み: a.接触回避 b.職員の確保
c.1教室あたりの人数 d.各自の衛生予防 e.独自の対応

接触回避ソーシャルディスタンス(SS)対策	職員確保	1教室あたりの人数	各自の衛生予防	自治州の特別な対応
【スペイン中央政府指針】原則、全生徒の対面授業。感染拡大防止に伴う追加的措置が採られる場合、14歳までの対面授業を優先。1.5m～のソーシャルディスタンスの確保。	採用要件緩和	15人(幼・小)無理な場合20人	手洗い、使い捨てティッシュ、マスク着用	各学校が感染者対応ガイドラインを設けること。政府のガイドライン(8月27日)。
各教育段階での段階的な登校。分散登下校、分散休憩時間。授業の午後部の設置検討。固定グループ(小)(-小2まで)。前期中等義務教育3年以上に電子デバイス提供、30万台。中等義務教育3年以上は対面・非対面式での実施。	数千人(1400-8500)	20-25人、1教室あたりの生徒数の削減	マスクの着用(固定グループ内は除く)、6歳以上からマスクの着用	職員のPCR・抗体検査。3段階の授業形態、対面、対面非対面、遠隔授業。体調の相談フリーダイヤル設置。固定グループに感染者が出た場合、グループ全員のPCR検査、14日間の隔離。教室増築の検討。
段階的な学校再開、登校、全体の30%、60%、100%。分散登下校。午後の授業の設置も検討。授業9時-14時、食堂は16時まで。固定グループ(幼-小)、(小2まで)、(-小4まで)では、マスク、ソーシャルディスタンスの確保必要なし。0-3歳まで預かる教育機関においては、具体的な指針を設ける。中等教育2年以上では半分対面半分非対面授業可能。	数百人、補助職員の追加	20(幼・小4)、20(幼・中1)0-1歳、8、1-2歳、13、2-3歳、20、3-6歳25	マスクの着用義務: 小1以上、小3以上(ソーシャルディスタンス無)、小5以上ソーシャルディスタンスとマスク着用義務	学校再開に当たり3段階の授業形態。家庭の設備環境等の把握調査。段階的な学校再開のため1日あたり生徒最大150人、学校予防対策指針の遵守。保護者の宣誓書。教員専用の指針あり。各学校に保健センターの指定。中等教育段階では100%の対面式の実施。ただし、午前と午後、分散型にする。
固定グループ(幼-小1まで)(幼15-20人、その他20-25人)(-1歳8人、1-2歳12人、2-3歳16人)、対面、対面非対面式、遠隔授業、中3以上の教育段階は対面・非対面で行う。		22(幼)25(小)20(小)24(中)25(-小)30(中)33(高)	マスク着用義務: ソーシャルディスタンスを確保できないとき。固定グループ外での着用。	学校閉鎖の際には、全教育段階のためのバーチャルクラスの実施。接触回避システムの導入。最大人数24人を超えた場合、週4日の分散にする。共有スペースの使用禁止。14歳までは優先的に対面授業を行う。症状がある生徒のための教室の確保。

5. スペインのまとめ

COVID-19の影響により、義務教育の特質にいくつかの課題が浮上

- 義務教育がデジタル社会への対応が不十分であった。政府の早い対応はあったものの、学校・教員、家庭の生徒と親の環境・設備面と家庭における学習のサポート不足が困難をまねき、およそ2割の生徒が十分な教育を受けられなかった可能性も生じた。
- 義務教育が学校における教育から家庭における教育へと一時的に移行したことにより、脆弱な集団の抱える問題への対応が遅れた(学習面、貧困による健康な食事の確保、障碍のある生徒への対応等)。
- 新年度では、デジタル学習の強化、多様性への配慮、脆弱な状況に置かれている生徒への支援は経済面、学習面でも強化していく。均等かつ良質な教育の機会のために、原則対面授業が実施されることが中央政府と自治州代表者会議において話し合わせられ決定し、その対策も改善されており、評価に値する。
- 感染症の収束が見えない中、一部地域では前期中等義務教育段階以上から非対面式も検討しており、脆弱な環境・状況に置かれた生徒の教育の機会が十分に確保されるのかが懸念が残る。

誰一人取り残すことのないよう、義務教育のありかたに注意を払う必要がある。

日本



日本の報告内容

1. コロナウイルスへの対応として全国一斉休校を実施
2. 休校中の対応（各学校）
3. 休校中の対応（文科省）
4. 学校再開後の対応（各学校）
5. 学校再開後の対応（文科省）
6. 学校再開後の対応
7. 日本のまとめ

1. コロナウイルスへの対応として全国一斉休校を実施

- 2020年2月27日 首相による全国一斉休校要請
- 2020年2月28日 文科省による春季休業開始日までの休校を求める通知
→全国一斉休校へ（3月4日時点では全国の約99%の学校が休校）
- 新学期開始より学校再開する地域も
- 2020年4月7日 一部地域に緊急事態宣言
→約67%の学校が休校
- 2020年4月16日 全国に緊急事態宣言
→再度休校になる学校も。（4月22日時点では約95%の学校が休校）
- 2020年5月26日 緊急事態宣言の全面解除
→6月1日時点約98%の学校が再開。（内、約30%が分散登校、約20%が短縮授業）

→多くの自治体が国の方針に従う形で対応。

独自の基準（大阪モデル）を設け、流行の第2波がきたとしても学校の一斉休校は行わないとする大阪のように独自路線を行こうとする自治体も。

2. 休校中の対応（各学校）

健康維持・学習保障のための対応

- 学校が課した家庭における学習の内容（設置者単位での割合）
 - 教科書や紙の教材の活用（100%）
 - 教育委員会等が作成した学習動画の活用（26%）
 - 上記以外のデジタル教材（40%）
 - 同時双方向型オンライン指導（15%）
- 休校中の学習指導において課題であったと考えられている事項
 - 各学校や家庭・児童生徒の実態を踏まえた積極的なICTの活用
 - 児童生徒による学習状況の違いに対応した学習の支援
 - 指導計画等を踏まえた適切な教材等の提供

3. 休校中の対応（文科省）

- 2020年3月2日 **文部科学省「子供の学び応援サイト」** が公開される。
- オンライン学習リソースが集約されたサイト。
- 学年・教科ごと、教科書出版ごとに分類して掲載。
- 動画、学習用ドリルなどを掲載。
- 教材の多くが、大学や民間団体が作成したものとなっている。自治体ごとに作成されたコンテンツや取り組みには、地域差が出ている。

文部科学省「子供の学び応援サイト」
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm



4. 学校再開後の対応（各学校）

「学習の遅れ」を取り戻すための対応

- 特に、授業時数確保のための取り組みがなされている。
- 公立学校の設置者の約95%が夏季休業期間を短縮する予定であると回答。
(6月23日時点)

5. 学校再開後の対応（文科省）

「登校日の設定、分散登校の実施、時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等により、学校における指導を充実」させてもなお、当初予定していた指導を今年度中に終了できない場合の特例的な対応として以下のような対応の実施。

◎教育課程の編成見直し

令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成。

◎学びの重点化

授業を協働学習など学校でしかできない学習活動に重点化し、限られた授業時数の中で効果的に指導。個人でも実施可能な学習活動等は授業以外の場で実施。

6. 学校再開後の対応

- 学校教育法施行規則第51条及び別表第1、学校教育法施行規則第73条及び別表第2

→小中学校の標準授業時数が定められている。

- 標準授業時数を下回ることについて

→下回ったことのみで上記規則に反するものとなるわけではないが、「授業時数を下回った場合その確保に努力することは当然である」。

- 「家庭学習で行った学習内容を授業で取り扱わないことは可能であるが、学校が臨時休業となっている又は児童生徒が出席停止となっている状態で、家庭学習を授業そのものと認めるものではないので、その学習時間を授業時数としてカウントすることはない。」

→子どもや教員の負担増の深刻化

7. 日本のまとめ

- 首相による要請及び文科省による通知をきっかけに、全国各地の学校が一斉休校となり、大阪府のように一部独自路線をとるところもあったものの、コロナウイルスへの対応としての学校閉鎖など各地の自治体が国の方針に従う形をとった。
- 休校中、学校では子どもたちの学習保障や健康管理のための対応が取られたが、その多くが紙の教材の課題を課すもので、特に公立学校におけるICTの有効な活用が課題。
- 休校中に学校などによる学習保障のための取り組みが行われたものの、休校中の家庭学習は授業時数とは認められず、長期休業の短縮などによる、学習を取り戻すための授業時数の確保への努力が行われている。
- …就学義務があり、制度的には課程主義をとるものの、実際は年齢主義・履修主義をとる日本の特徴がよく現れている。

ドイツ



ドイツの報告内容

1. 義務教育制度の特徴
2. 休校決定までの経過
3. 常設文部大臣会議（KMK）の動向
4. 休校期間中の実状
5. ドイツからの示唆

1. 義務教育制度の特徴

- ドイツの義務教育は**就学義務**(Schulpflicht)
 - **一般教育学校就学義務**と**職業学校就学義務**から構成 (cf.デュアルシステム)
 - 連邦法ではなく州法で規定されるため州差がある。
- **修得主義**をとり初等教育段階から原級留置 (留年) がある。
- 対象：**ドイツに居住するすべての子ども** (外国人・非正規滞在、無国籍者を含む)
- 年齢：6歳から18歳/19歳が一般的

【州による義務教育制度の違い：3つの分類】

- ① **9年ないし10年の一般教育学校就学義務** (フルタイム) と**約3年の職業学校就学義務** (パートタイム) を課す州が多い (10州)。
- ② 4州(HB, HH, RP, ST)は12年間 (Hは11年間) の**期間のみ**による統一的な就学義務規定。
 - **一般教育学校就学義務**9年 (HBは10年) +**職業学校就学義務**1-3年 (パートタイム)
- ③ 2州(NI, NW)は就学義務を**初等段階と中等段階I**として課す。

出典：Hermann Avenarius/Felix Hanschmann (2019), Schulrecht, 9. Aufl., Carl Link, S.356を一部改変。

2. 休校決定までの経過

- 16ある州(Land)が教育に関して独自の権限をもつ。
→ 連邦政府は直接介入的な関与はしない。
- 各州に文部省(Kultusministerium: KM)が置かれる。
- 全国的な教育政策の調整は**常設文部大臣会議KMK**
- COVID-19による各州の休校決定は3月16～18日
- 休校決定と同時期のメルケル首相演説 (3月19日)
- 各州の休校判断は3月12日KMK決議「コロナ・ウイルスへの対応」をふまえたもの。

KMK (2020), Zum Umgang mit dem Corona-Virus, Beschluss vom 13.03.2020.

(参考情報) メルケル首相演説の訳文：ドイツ連邦共和国大使館サイト <https://japan.diplo.de/ja-ja/themen/politik/-/2331262>

2020年3月19日のメルケル首相演説



Deutschland.de., "Chancellor Angela Merkel on the Corona Crisis in Germany"
<https://www.youtube.com/watch?v=EMWCqUEIFP8>
[2020.05.2最終アクセス]

3. 常設文部大臣会議(KMK)の動向

- COVID-19の影響による一斉休校期間は3月中旬より約1か月半
- 学校再開にあたっては、進学期にあたる学年を優先的に登校：
 - ① アビトゥア（大学入学資格試験）を受験する第12・13学年の生徒
 - ② 中等教育段階への進路選択を控える第4学年の児童
- 休校期間中の授業時数を学校再開後に回復させる傾向はみられない。
- 授業／学年単位で修得状況を把握するテストを実施する動きもない。
- 夏休み短縮（授業時数確保）の議論はなく通常通り。
- 年度終了までに扱いきれなかった教育課程内容は翌年度へ繰り越す。

3. 常設文部大臣会議(KMK)の動向

- 2020年4月28日KMK決議「コロナ・パンデミック—学校における授業再開のための基本構想」
KMK (2020), Corona-Pandemie: Rahmenkonzept für die Wiederaufnahme von Unterricht in Schulen, Beschluss vom 28.04.2020.

→ 学校の授業再開にあたり11項目の共通枠組みを示す。

①段階的再開、②安全衛生措置、③児童生徒支援の体制、④教科、⑤集団規模・授業時間、
⑥休み時間、⑦応急措置、⑧特別な支援を要する児童生徒への対応、⑨試験、⑩教職員の
配置、⑪学校設置者との調整

→ くわえて全州の教育大臣が6項目の追加措置を決定。

(1)あらゆる子どもの機会の平等と公正、(2)夏休みの扱い、(3)学校の段階的再開、(4)夏
季休暇までの個別登校の可能性、(5)対面授業のかわりの在宅学習および学習・教授のデ
ジタル化、(6)デジタル環境を必要とする子どもへの支援

- 2020年6月18日 KMK発表「遅くとも夏休み後は通常の学校運営へ」KMK Pressemitteilung:
Regulärer Schulbetrieb spätestens nach den Sommerferien.

4. 休校期間中の実状

- スイスのツーク教育大学はドイツ語圏の実態調査や提言などを行っている (Huber et al, 2020)

→ 休校判断についての評価：

親の89%が「適切」 (適切78%、どちらかといえば適切11%)

子どもの39%が「良い」 (非常に良い15%、良い34%)

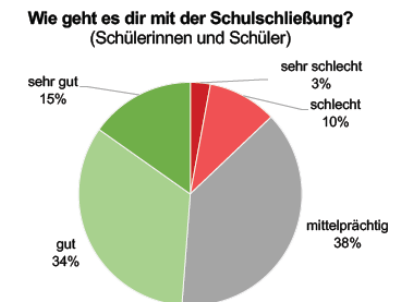
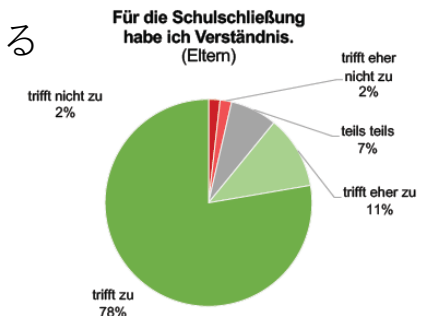
※どちらでもない38%、悪い10%、非常に悪い3%)

- パダボーン大学のアイケルマン教授とドロゼール博士による教員対象の調査

→ 「ドイツのおよそ3分の2の学校は遠隔授業の基本方針をもっていない」

- 南西ドイツのメディア教育協会

- 平均成績が5段階評価で2.5点となるようサンプリングし全ドイツ1000人の抽出調査
- 遠隔学習のツールは生徒の82%が携帯電話、80%がノートPCかデスクトップを利用
- **全生徒の26%が機器を共同利用**



Stephan Gerhard Huber, Paula Sophie Günther, Nadine Schneider, Christoph Helm, Marius Schwander, Julia A. Schneider, Jane Pruitt(2020), COVID-19 und aktuelle Herausforderungen in Schule und Bildung: Erste Befunde des Schul-Barometers in Deutschland, Österreich und der Schweiz, Waxmann

4. 休校期間中の実状

親を感じる学校ごとの違い(事例)

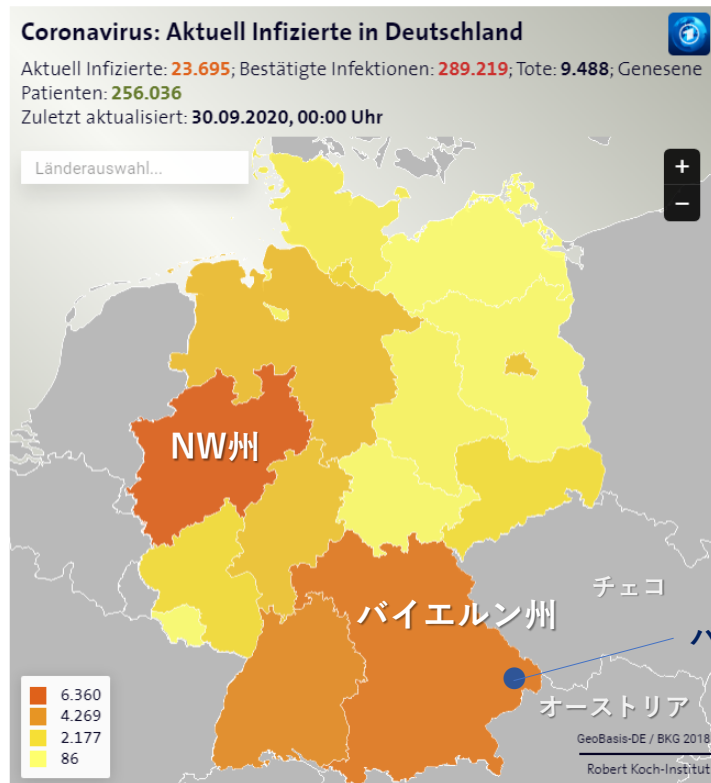
- ニュース雑誌『シュピーゲル』4月26日記事
 - 30%の子どもが教員とほとんどやりとりしていない
 - 56%の子どもはメールで定期的に課題を(学校から)もらっている
 - 双方向性あるツール…チャット(26%)、クラウド活用(22%)、ビデオミーティング(16%)
 - 電話で教員と連絡をとる生徒も約1割

『シュピーゲル』記事による事例

- 3年、6年、10年生の3人の子をもつ父親(51歳)
- 子どもが通う学校の対応はそれぞれ違っている。
- **10年生の娘が通う学校**は毎日課題が出され教師からのフィードバックもメールで届き、ビデオミーティングも始まる状況。…**父親は非常に満足。**
- **6年生の娘が通う学校**は、学校からワークシートが毎週1つの教科から届くものの、コーディネートされたものではなく、両親の確認作業が多い。
…**父親は憤慨。**
- **3年生の子どもが通う学校**は、全科目のワークシートが週1回届き、週末には模範解答も届く。教師は子どもにメッセージを届けており、家庭へも電話をかける提案をする。…**父親に不満なし。**

SPIEGEL Panorama „Schule im Corona-Modus - "Die haben zum Teil zwei Wochen nicht geantwortet"“: https://www.spiegel.de/panorama/schule-im-corona-modus-die-haben-zum-teil-zwei-wochen-nicht-geantwortet-a-1fdb4e5d-072c-41b7-b532-5731d65fb03a?xing_share=news#ref=rss [2020年9月15日最終閲覧]

4. 休校期期間中の実状



パッサウ大学研究員 Benjamin Heurich 氏の報告

• **バイエルン州**…感染がNW州と並び最も深刻

➤ 州都ミュンヘンでとくに深刻化

• **パッサウ**はチェコ、オーストリアに近接する人口5万人規模の都市だが封じ込めに成功

➤ 4月27日から段階的な学校再開

➤ 最終学年以外の対面授業は5月11日から

➤ マスク着用義務の緩和

(例) Columba-Neef-Realschule Neustiftでは9月21日から着用義務解除

同校Facebookからは3月から現在に至るまでの様子が読み取れる。
<https://www.facebook.com/columba.neef.realschule/>



© Foto: Sven Hoppe, dpa

swp.de "Lehrpräsident hält Maskenpflicht auch im Klassenzimmer für unabdingbar",
<https://www.swp.de/panorama/corona-schule-aktuell-lehrpraesident-haelt-maskenpflicht-auch-im-klassenzimmer-fuer-unabdingbar-50370211.html>

6. ドイツからの示唆

- 休校期間中の授業時数を学校再開後に完ぺきに取り戻そうとしない。
- 修得状況を把握するテストも無理に実施しない。
- 例年通りの休日・長期休暇を確保する。
- 年度内に扱いきれなかった教育課程内容は翌年度以降へ繰り越す。

◆ 就学義務の法的根拠は州憲法。基本法（憲法）上に直接の規定が無い。

◆ 逆に、基本法では子どもと親の権利が規定

（第2条：人格を自由に発達させる権利、第6条：自然権としての親の教育権）

◆ 就学義務は子どもの基本権に対する国家の集中的・継続的な介入

◆ このような国家による市民の基本権への介入は、それが正当化される範囲においてのみ許容されると考えられている。

出典：Johannes Rux (2018), Schulrecht, 6. Auflage, C.H.Beck, S.39-40.

メルケル首相は3月19日の演説でも、市民の基本権への国家的介入は極力自制的であるべきことを明言

考察



考察

フランス

就学義務ではなく**教育義務**の伝統を擁し、警戒事態宣言中においても、元々あった遠隔教育教材、教科書会社のネット教材、子ども向けラジオ・テレビ番組、美術館と博物館のHP教材、各地方教育行政のデジタル教材などの活用、同時に健康管理、学習時間と内容のバランス、友達とのコミュニケーションの確保など、国民教育省から指針が提案された

スペイン

デジタル化に伴う深刻な教育格差が浮き彫りになり、9月からはじまった新年度は、デジタル教育システムを強化しながらも、原則対面式の授業となった。新年度の学校再開に至るまでは、中央政府の対応の不十分さに不満も浮かび上がっていたが、財政面での支援の明確さと指針の見直しもなされ、改善も見られた。

日本

多くの自治体が国に従う対応を実施してきている。文科省や各自治体はオンラインでの学習教材の発信を行っているものの授業時数には換算されず、**学校が時数確保に奔走する現状**がある。

ドイツ

就学義務と原級留置（留年）をとともなう厳格な課程主義をとるにもかかわらず、休校期間の授業時数を学校再開後に回復させようとする傾向はみられない。夏休みも例年通り確保された。**就学義務**とはそもそも**市民の自由への国家による継続的な介入**であるため、その介入は正当化される範囲に限定されるべきとの考えが強い

日本との違い

フランス

- ▶ 日本との最大の差異は、就学義務がなく**教育義務**をとる点
- ▶ 授業時数未達成でも先送りや、携帯電話を含むICT機器の積極的な使用が特徴的
- ▶ 多様な教育産業の協力が教科書採択の自由により可能となっている
- ▶ 障害者への優先的対応、教職員の健康面を配慮したメディア授業と対面授業の選択権、生徒の自律した学びが重視されてきた学校文化

スペイン

- ▶ **地域化された国家**（自治州国家） ⇔ **集権的なフランス**とも**分権的なドイツ**とも異なる
- ▶ 学校制度（関連法等）は中央が決定するが、**教育行政の実行・運用は各自治州に委任**
- ▶ **就学義務**を前提とする点は日本と共通するが、外国人が含まれ学校制度上の差異

ドイツ

- ▶ 教育政策の最終的な決定はあくまでも各州の権限と責任
- ▶ 教育政策が州に分権化されていることが、単に制度理念としてあるだけではなく**政策現実ともなう**
 - 日本でも教育の地方自治は原則だが、首相の「要請」で全国一斉休校となる現実は対照的
- ▶ 分権制が危機に対応しきれているかとの批判もあるが**分権主義が根強く重視**

COVID-19への対応が映し出した義務教育の特質

仏西独と日本の異同

- ▶ 遠隔授業の実施については各国に通底する困難が見られる。
程度の差異はあるものの、ICT機器の配備や貧困家庭への支援策、さらには学校教育そのもののデジタル化をめぐる課題が各国で顕在化
- ▶ 学校の閉鎖が「学習の遅れ」をもたらすとの危機感も各国共通
- ▶ **教育義務をとるフランス**が学校外の多様な学習の機会をそもそも擁していたり、**就学義務をとるスペイン・ドイツ**でも通常通りの夏休みや週授業日が続けているのとは対照的に、日本では夏休みの短縮化や学校行事の削減と教科の授業への焦点化、カリキュラムや教育活動の過密化などが顕在化

日本では義務教育が課程主義に基づく就学義務を建前だが、実際には強固な年齢主義・履修主義をとるがゆえに、同一学年で教えられるべき内容や授業時数は非常時にあっても極力確保・回復しなければならない、といった圧力が強く働いていると考えられる。

COVID-19への対応が映し出した義務教育の特質

日本の義務教育の特質

- 平時においても過密気味な学校教育が現在、子どもや教員にさらなる負担増を惹起
- 休校期間中の家庭での学習もまた学校からの宿題と親による指導・支援が前提
 - ・ 学校からの宿題の出し方に疑問を呈する親も少なくない
 - ・ 学校の教員もまた休校期間中も家庭での学習の対応に追われる状況
- 授業時間をどう回復するかや教育課程をいかに消化するか等に腐心
 - 「学びを止めない」言説の前提にある「学びが止まっていた」認識

通常では学ばない経験を「学び」と考えないのはなぜか？

大人が用意する教育課程やカリキュラムのみを「学び」として、子どもが現に経験している多様な学びを奇貨ととらえない義務教育の轍

今後の研究課題

- COVID-19への対応も時々刻々と変化しており、さらなる調査が必要だが、現地調査が行えないため新たな調査のあり方も必要に。
- 各国の差異が映し出す義務教育の特質は、日本だけでなく諸外国のパラダイムの再考にも示唆に富むと考えられるが、その実証への課題も。

主要参考文献・ウェブサイト【フランス】

- DEPP(2020) *Note d'information*, no.20.26, 4p.
- MEN(2020) *Année scolaire 2020-2021 Réunis*, 102p.
- MEN(2020) *Territoires numériques éducatifs 2020-2021*, 19p.
- MEN(2020) *Vacances apprenantes*, Juin 2020, 13p.
- *Protocole sanitaire des écoles et établissements scolaires année scolaire 2020-2021*, 6p.
- *Coronavirus COVID-19 Foire aux questions(FAQ)*, Mise à jour le 02/09/2020, 12p.
- IPSOS(2020) *Bilan de la continuité pédagogique et préparation de la rentrée*, Juillet 2020, 23p.
- *Code de l'éducation*, Dalloz, 2019
- 国民教育省ホームページ (<https://www.education.gouv.fr>)
- 各新聞紙： *Le monde, Le figaro, Libération, Les échos, JDD*
- 大阪大学人間科学研究科教育制度学研究室HP (<http://educational-policy.hus.osaka-u.ac.jp/19H00618/index.html>)

主要参考文献・ウェブサイト【スペイン】

- Díez, Enrique, et al (2020), Educar y Evaluar en Tiempos de Coronavirus: la Situación en España. *Multidisciplinary Journal of Educational Research*, 10(2), 102-134.
- Equipo Estatal de Educación de Plena inclusión(2020), *El derecho a la Educación durante el COVID-19*.
- UNICEF Comité Español (2020), *Covid-19: Reimaginar la Educación*, Unicef España.
- UNICEF Comité Español (2018), *Los niños y niñas de la brecha digital en España*, Unicef España.
- 教育及び職業訓練省HP「最新情報」：
<https://www.educacionyfp.gob.es/portada.html>

主要参考文献・ウェブサイト【日本】

- 国立教育政策研究所「TALIS2018報告書-学び続ける教員と校長-の要約」
https://www.nier.go.jp/kenkyukikaku/talis/pdf/talis2018_summary.pdf、2020年9月26日最終閲覧
- 文部科学省「学びの保障」総合対策パッケージ」https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_syoto01-000007688_1.pdf、2020年9月26日最終閲覧
- 文部科学省「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について（通知）」
https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf、2020年9月26日最終閲覧
- 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」
https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf、2020年9月25日最終閲覧
- 文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための小・中・高等学校等における臨時休業の状況について（令和2年3月4日(水)8時時点・暫定集計）」
https://www.mext.go.jp/content/20200304-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf、2020年9月26日最終閲覧
- 文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業の実施状況について」
https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt_kouhou01-000004520_8.pdf、2020年9月26日最終閲覧
- 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に関する学校の再開状況について」
https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf、2020年9月26日最終閲覧
- 文部科学省「子供の学び応援サイト」
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm、2020年9月26日最終閲覧
- 文科省「指導要録・学習評価等に関することQ&A」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00041.html、2020年9月26日最終閲覧
- 文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策に関する学校の新学期開始状況等について」
https://www.mext.go.jp/content/20200413-mxt_kouhou01-000006421_1.pdf、2020年9月26日最終閲覧

主要参考文献・ウェブサイト【ドイツ】

- KMK: Beschluss vom 12.03.2020, Zum Umgang mit dem Corona-Virus, <https://www.kmk.org/presse/pressearchiv/mitteilung/zum-umgang-mit-dem-corona-virus.html> [2020年7月2日最終閲覧]
- KMK: Beschluss vom 28.04.2020, Rahmenkonzept für die Wiederaufnahme von Unterricht in Schulen, <https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/PresseUndAktuelles/2020/2020-04-28-Rahmenkonzept-Oeffnung-von-Schulen.pdf> [2020年7月2日最終閲覧]
- Stephan Gerhard Huber, Paula Sophie Günther, Nadine Schneider, Christoph Helm, Marius Schwander, Julia A. Schneider, Jane Pruitt(2020), COVID-19 und aktuelle Herausforderungen in Schule und Bildung: Erste Befunde des Schul-Barometers in Deutschland, Österreich und der Schweiz, Waxmann. ※全文web公開https://www.waxmann.com/waxmann-buecher/?tx_p2waxmann_pi2%5bbuchnr%5d=4216&tx_p2waxmann_pi2%5baction%5d=show [2020.09.22.最終アクセス]
- Hermann Avenarius/Felix Hanschmann (2019), Schulrecht, 9. Aufl., Carl Link.
- Johannes Rux (2018), Schulrecht, 6. Auflage, C.H.Beck.
- 布川あゆみ・辻野けんま(2020)「新型コロナウイルス感染症に対する学校の対応：ドイツ」<http://educational-policy.hus.osaka-u.ac.jp/19H00618/Germany.pdf> (科研基盤A (19H00618) 「中等教育の生徒が早期離学・中退・進路変更する要因と対策に関する国際比較研究」／研究代表者：園山大祐、の研究成果の一部としてウェブ公開。)

謝辞

COVID-19禍、本学会の大会実施に関して、第55回大会実行委員会の皆様のご尽力に深く御礼申し上げます。

また当日ご視聴・ご質問いただいた会員、非会員のみなさまに感謝申し上げます。

一日も早いCOVID-19禍の収束に向け、世界の休校中の子どもたちの多様な教育機会の保障を願っております。

ご清聴ありがとうございました。

発表者一同